

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 施策の推進

第1節 意識啓発等(第6条)

第2節 都市施設の整備(第7条—第18条)

第3章 ユニバーサルデザインまちづくり審議会(第19条—第21条)

第4章 雑則(第22条・第23条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちを目指すユニバーサルデザインの理念に基づき、ユニバーサルデザインまちづくりに関し必要な事項を定めることにより、新宿区(以下「区」という。)、区民及び施設所有者等が協力し、及び連携して、全ての人が円滑に利用することができるまちづくりを推進し、もって年齢、性別、国籍、個人の能力等によって分け隔てられることなく共生することができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ユニバーサルデザインまちづくり 都市施設に関し、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、全ての人が安全に、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちの実現を図るための取組をいう。
- (2) 都市施設 病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅、道路、公園、公共交通施設その他の施設で新宿区規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。
- (3) 施設所有者等 都市施設を所有し、若しくは管理する者又は都市施設の新設若しくは改修(建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更(都市施設への変更に限る。))をいう。以下この章及び第7条において同じ。)をしようとする者をいう。
- (4) 整備基準 ユニバーサルデザインまちづくりに関し、施設所有者等の判断の基準となるべきものとして規則で定める事項をいう。

(区の責務)

第3条 区は、ユニバーサルデザインまちづくりに関する施策を総合的かつ効果的に実施する責務を有する。

- 2 区は、ユニバーサルデザインまちづくりに関する施策に、区民及び施設所有者等の意見が十分に反映されるよう努めるものとする。
- 3 区は、区民及び施設所有者等によるユニバーサルデザインまちづくりに関する活動に対し、必要に応じて支援及び協力を行うものとする。
- 4 区は、その所有し、若しくは管理する都市施設又は新設若しくは改修をしようとする都市施設について、率先して整備基準に適合させるよう努めるものとする。

(区民の責務)

第4条 区民は、ユニバーサルデザインまちづくりについて理解を深め、自らユニバーサルデザインまちづくりに努める責務を有する。

(施設所有者等の責務)

第5条 施設所有者等は、その所有し、若しくは管理する都市施設又は新設若しくは改修をしようとする都市施設について、自らユニバーサルデザインまちづくりに努める責務を有する。

- 2 施設所有者等は、円滑に都市施設間を移動することができるようにするため、他の施設所有者等と連携を図り、その所有し、若しくは管理する都市施設又は新設若しくは改修をしようとする都市施設とその周辺の都市施設とを一体的に整備するよう努めるものとする。

第2章 施策の推進

第1節 意識啓発等

第6条 区、区民及び施設所有者等は、相互に連携して、ユニバーサルデザインまちづくりに関する意識を啓発するとともに、総合的かつ効果的にユニバーサルデザインまちづくりを推進するよう努めるものとする。

第2節 都市施設の整備

(整備基準への適合努力義務等)

第7条 施設所有者等は、その所有し、若しくは管理し、又は新設若しくは改修をしようとする都市施設を整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 整備基準は、次に掲げる事項について、都市施設の種類及び規模に応じて定めるものとする。

- (1) 出入口の構造に関する事項

- (2) 廊下及び階段の構造並びにエレベーターの設置に関する事項
- (3) 車椅子で利用することができる便所及び駐車場の設置に関する事項
- (4) 案内標示及び視覚障害者誘導用ブロックの設置に関する事項
- (5) 歩道及び公園の園路の構造に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ユニバーサルデザインまちづくりに関し必要な事項
(整備基準の遵守)

第8条 特定都市施設(都市施設のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。)の新設又は改修(建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更(特定都市施設への変更に限る。)をいう。第16条第2項において同じ。)をしようとする者(以下「特定整備主」という。)は、当該特定都市施設を整備基準のうち特に守るべきものとして規則で定める事項(以下「遵守基準」という。)に適合させるための措置を講じなければならない。

- 2 特定都市施設を所有し、又は管理する者(第18条第1項に規定する既存特定都市施設所有者等を除く。)は、当該特定都市施設を遵守基準に適合するように維持しなければならない。

(事前協議)

第9条 特定都市施設のうち規則で定めるもの(以下「事前協議対象施設」という。)の新設又は改修(建築物については、増築、改築又は用途の変更(事前協議対象施設への変更に限る。)をいう。)をしようとする者は、規則で定めるところにより、第7条第2項各号に掲げる事項について、あらかじめ区長との協議を行わなければならない。

- 2 区長は、前項の協議(以下「事前協議」という。)において、当該事前協議に係る行為が整備基準に適合しないと認めるときは、当該事前協議を行った者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

- 3 区長は、前項の規定による要請をしようとするときは、あらかじめ、ユニバーサルデザインまちづくりに関し識見を有する者の意見を聴くものとする。

(届出)

第10条 特定整備主は、第7条第2項各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、工事に着手する前(前条第1項に規定する者にあつては、事前協議を開始した日から規則で定める日までの間)に、区長に届け出なければならない。ただし、事前協議対象施設を除き、法令又は東京都条例により、第8条第1項に規定する措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている事項については、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更(規則で定める軽微なものを除く。)をしようとするときは、当該変更をしようとする事項について、規則で定めるところにより、当該事項に係る部分の当該変更後の内容の工事に着手する前に、区長に届け出なければならない。

(工事の完了報告)

第11条 前条第1項本文の規定による届出又は同条第2項の規定による変更の届出をした者は、当該届出に係る内容の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を区長に報告しなければならない。

(整備基準適合証の交付)

第12条 施設所有者等は、都市施設を規則で定める整備項目(以下「整備項目」という。)に係る整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、区長に対し、整備項目に係る整備基準に適合していることを証する証票(以下「整備基準適合証」という。)の交付を請求することができる。

- 2 区長は、前項の規定による請求があつた場合において、当該都市施設が1以上の整備項目に係る整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該施設所有者等に対し、整備基準適合証を交付するものとする。

(特定都市施設に関する調査)

第13条 区長は、第15条、第16条第1項及び第2項、第17条第1項並びに第18条第2項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定整備主又は特定都市施設(工事中のものを含む。以下同じ。)を所有し、若しくは管理する者(以下「特定整備主等」という。)の同意を得て、その特定都市施設に立ち入らせ、整備基準への適合の状況について調査させることができる。

- 2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、特定整備主等その他の関係人に提示しなければならない。

(報告の徴収)

第14条 区長は、特定整備主等に対し、規則で定めるところにより、次条及び第18条第2項の規定の施行に必要な限度において、当該特定都市施設に係る整備基準への適合の状況について、報告を求めることができる。

(指導及び助言)

第15条 区長は、特定整備主に対し、その特定都市施設について、第7条第1項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、整備基準を勘案して、当該特定都市施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第16条 区長は、事前協議又は第10条第1項本文の規定による届出若しくは同条第2項の規定による変更の届出を行わずに工事に着手した者及び第11条の規定による報告を行わない者に対し、規則で定めるところにより、当該事

前協議、届出又は報告を行うよう勧告することができる。

- 2 区長は、第7条第1項に規定する措置(特定都市施設の新設又は改修に係るものに限る。)が正当な理由なく整備基準に照らして著しく不十分であると認めるとき又は特定整備主等が正当な理由なく第8条の規定に違反していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定整備主等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 3 区長は、前2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、次章に定める新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

(公表)

第17条 区長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、規則で定めるところにより、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

- 3 区長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、次章に定める新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

(既存特定都市施設の状況の把握等)

第18条 この節の規定の施行の際現に存する特定都市施設(以下「既存特定都市施設」という。)を所有し、又は管理している者(以下「既存特定都市施設所有者等」という。)は、当該既存特定都市施設に係る第7条第1項に規定する措置の状況の把握に努めなければならない。

- 2 区長は、第15条に定めるもののほか、既存特定都市施設所有者等に対し、既存特定都市施設に係る前項に規定する措置の適確な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、当該既存特定都市施設に係る整備基準への適合の状況を勘案し、必要な措置を講ずるよう指導及び助言をすることができる。

第3章 ユニバーサルデザインまちづくり審議会

(設置)

第19条 ユニバーサルデザインまちづくりに関する施策を円滑に推進するため、区長の附属機関として、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

(1) 整備基準の変更に關すること。

(2) 第16条第1項及び第2項の規定による勧告に關すること。

(3) 第17条第1項の規定による公表に關すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、ユニバーサルデザインまちづくりに關する施策に關し、区長が必要と認める事項

- 3 審議会は、前項に定めるもののほか、ユニバーサルデザインまちづくりに關する施策に係る重要な事項について、区長に意見を述べるることができる。

(組織)

第20条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、学識経験を有する者、区民、地域団体の構成員及び事業者のうちから、区長が委嘱する。

- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、規則で定める。

(部会)

第21条 審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の組織及び運営に關し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雜則

(国等に関する特例)

第22条 第9条から第18条まで(第12条を除く。)の規定は、国、都道府県、区市町村その他規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)については、適用しない。

- 2 区長は、国等に対し、特定都市施設を整備基準に適合させるよう要請することができる。

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2章第2節及び第22条並びに次項及び附則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第9条第1項及び第10条第1項本文の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に事前協議又は同条第1項本文の規定による届出をすべきこととなる者について適用する。

- 3 前項の規定にかかわらず、第9条第1項及び第10条第1項本文の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に東京都福祉のまちづくり条例(平成7年東京都条例第33号)第18条第1項本文又は第2項の規定による届出をした者については適用しない。
(新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 4 新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年新宿区条例第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略